## 教育公報

## 三重県教育委員会

			目	次					
規	則	三重県立学校の管理運営に関	<b>頃する担則の一!</b>	※を改正する担則		;	物容组	公 発 写	图 1頁
									_
告	示	三重県教科用図書採択地区(	の設定について	の一部を改正する	古不	4	小中子	父教育多	1 月
		_	規	則					
		<b>)年一月十七日   校の管理運営に関する規則の</b>	一部を改正する	親則をここに公	もつます。				
	ищт	-44 I MT-4-10		i dmil mil . 느로 kim dille 로보다	the same rule?	_	1.		instal.
			Į1	重県教育委員会	松属素	₽	۲		艦
11	県教育委	<b>英員会規則第十四号</b>							
	<del>      </del>	<b>ボ立学校の管理運営に関する規</b>	則の一部を改正	する規則					
[1]	重県口(1	<b>子校の管理運営に関する規則(</b>	平成十三年教育	R委員会規則第八回	#I8 (¶	3.全次	3ポル1	し改正す	√1⁄0°
		<b>宋十一条関係)「三重県立長島</b> 」			•				
		<b>;錦中学校一を「大紀町立錦中。</b> 。」「美見立錦中			- <del></del>	61 OF	-	H K I L T	- 11- 0-4
т.			ALE INSTA	•					
	玄	<b>-•</b>							
IJ	の規則は	6、平成十七年二月十四日から	施行する。						
			告	示					
		•							
-=	旧业女子	두무스사고역20모							
		長員会告示第30号							
=	重県教林	料用図書採択地区の設定につい	ての一部を改止	する告示を次の。	につに定め	<b>かます</b> 。			
	平成17年	E <b>1月</b> 17日							
			Ξ	重県教育委員会教	效育長	安	田	敏	春
	二重	教科田図書採択地区の設定に	ついての一部を	沙正する告示					

三重県教科用図書採択地区の設定について (昭和39年教育委員会告示第26号) の一部を次のように改正する。 表中北勢第2地区の郡 (構成町村) の項中「三重郡 (菰野町、楠町、川越町、朝日町)」を「三重郡 (菰野町、

附 則

川越町、朝日町)」に改める。

この告示は、平成17年2月7日から施行する。

 発
 行

 100
 津市広明町13番地

 三重県教育委員会

印刷 利有限会社第一プリント社